

■役員選任の方法に関する規程

第1章 目的

第1条 本規程は、本会議所定款第25条により、本会議所の次年度役員（理事長、副理事長、理事、監事）選出の方法を定めたものである。

第2章 理事選出の為の選挙管理委員会

第2条 理事を選挙により選出する為その選挙の管理執行を行う機関として、選挙管理委員会をおく。（以下選挙管理委員会と称する。）

第3条 選挙管理委員会は委員長1名委員4名の定員5名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て毎年6月30日迄に各々指名により選出する。委員の欠員が生じた時は、その補欠は前項に準じ、理事長がこれを指名する。

とあるを

第3条 選挙管理委員会は委員長1名委員5名の定員6名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て毎年5月31日迄に各々指名により選出する。委員の欠員が生じた時は、その補欠は前項に準じ、理事長がこれを指名する。

と変更する。

第4条 選挙管理委員会の任期は3ヶ月とする。但し、理事会の決議により任期を延期することができる。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関して責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを決する。

第3章 理事選挙

第7条 次年度の理事の内6名は、正会員の直接選挙により選出する。

第8条 1月31日現在の正会員は、次年度の理事の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているものは除く。

2. 5月31日現在当該年度入会の正会員は、次年度の理事の選挙権を有する。但し、入会金、年会費の納

入を遅滞しているものは除く。

第9条 6名の理事は、正会員により3名連記無記名投票によって選出する。有権者は投票日の午後9時迄に指定された場所に選挙管理委員会の立ち会いのもとで選挙人が直接これを投票するか又は郵送の場合は書留郵便によるものとし、投票日の午後5時迄に事務所に到着したものを有効とする。

第10条 理事選挙の被選挙人は、理事経験者で6月30日現在に於いて正会員であるものとする。但し、下記に掲げるものは除く。

とあるを

第10条 理事選挙の被選挙人は、理事経験者で5月31日現在に於いて正会員であるものとする。但し、下記に掲げるものは除く。

と変更する。

- (1) 次年度において、正会員の資格のなきもの
- (2) 会費の納入を遅滞しているもの
- (3) 理事長経験者
- (4) 前年度12月31日現在、正会員の資格なきもの

第11条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、7月30日迄に、5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

とあるを

第11条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、6月30日迄に、5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

と変更する。

第12条 前条名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間に理由を記載した文章を以て選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。異議申し立てがあった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、或いは更正を異議申し立てより5日以内にこれをなす。但し縦覧期間経過後の異議申し立ては認めない。

第13条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前迄に到着するよう有権者に交付若しくは送付しなければならない。

第14条 開票は、選挙管理委員会及び現在の監事の立ち会いの上、これを行わなければならない。

第15条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順次定まらざる場合には、選挙管理委員会及び現在の監事の立ち会いの上当該得票者の当選順位を現在の理事長により決定する。

第16条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会及び正会員に通

知しなければならない。

第4章 理事長・監事の選出

第17条 理事選挙により選出された理事は、次年度の理事長1名を選出する。但し、選挙管理委員会により選出された理事全員の出席を要し総意により決する。

第18条 選挙管理委員会は、第17条により選出された次年度の理事長の氏名を速やかに理事会に通知しなければならない。

第19条 次年度の理事長は、監事を3名以内で指名し理事会に報告する。

第5章 理事・副理事長・専務理事の指名選出

第20条 次年度の理事長は、第3章に定める理事選挙により、その当選者が確定した日から7日以内に残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の6月30日現在における正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは、被選者となり得ない。

- (1) 監事に指名されたもの。
- (2) 第3章に定める理事選挙によって当選が確定したもの。
- (3) 次年度において、正会員の資格なきもの。
- (4) 会費の納入を遅滞しているもの。

第21条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から次年度の副理事長3名以内、及び専務理事1名を指名により選出する。

とあるを

第21条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から次年度の副理事長5名以内、及び専務理事1名を指名により選出する。

と変更する。

第22条 次年度の理事長は、選出された次年度の理事、副理事長及び専務理事の氏名を当該年度中の9月に開催される総会の前迄に理事会に通知しなければならない。

第6章 通知・報告・承認

第23条 現在の理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに会員に通知しなければならない。

第24条 現在の理事長は、当該年度中の9月に開催される総会に於いて、選出された次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第7章 役員の補充選任

第25条 本規定によって選出された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、次年度の理事長が、正会員の中より指名によって選出し、補充する。その指名選出は、第20条に準じて行うものとする。現在の理事長は、役員の補充選任が行われた以後最初の総会に於いて役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第8章 細則

第26条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

附則

本改正規程は、令和02年01月01日より施行する。

平成26年04月11日制定

平成26年06月12日改正

令和02年01月01日改正